

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、昭和〇年〇月、会社を退職するまでは、〇課等に配属され、部品検査や営業事務の業務についていた。

請求人は、会社を退職後、他会社の勤務を経て、平成〇年〇月に会社の関連会社であるD会社に採用され、平成〇年〇月に退職するまで同社に勤務した。

請求人によれば、昭和〇年から昭和〇年までの期間及び平成〇年から平成〇年までの期間は会社及び会社の関連会社において放射線業務に従事したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「胃がん」と診断された。また、平成〇年〇月〇日、F医院に受診し「白内障」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、G医療センターに受診し「肺がん」と診断された。

請求人は、これらの傷病は放射線業務に従事していたことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した「胃がん、白内障、肺がん」は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 電離放射線に被ばくする業務に従事したことに起因し、発症した疾病に係る業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「電離放射線に係る業務上の認定基準について」（昭和51年11月8日付け基発第810号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

また、「胃がん、食道がん及び結腸がん」と放射線被ばくに関する医学的知見について」とこれに基づいた労災補償の考え方について（平成24年9月28日付け基労発0928第1号。以下「胃がんの労災補償の考え方」という。）及び「膀胱がん・咽頭がん・肺がん」と放射線被ばくに関する医学的知見」とこれに基づいた労災補償の考え方について（平成27年1月28日付け。以下「肺がんの労災補償の考え方」という。）が示されており、当審査会としてもその考え方を妥当なものと考えることから、以下、これらに基づき検討する。

(2) 請求人は、昭和○年○月から昭和○年○月まで及び平成○年○月から平成○年○月までの間に、原子力発電所の放射線管理区域内での業務に従事し、その間の外部被ばく線量は、フィルムバッチ等によって測定されており、その累積被ばく線量は、会社及び放射線従事者中央登録センターからの報告によると1

1. 4 m S vである。内部被ばくについては、ホールボディカウンターにより測定されており、異常な被ばくは認められない。

なお、請求人は、昭和〇年以前における放射線被ばくを主張するが、それを裏付ける資料は確認できない。

(3) 請求人に発症した疾病について

ア 胃がんについて

請求人は、平成〇年〇月に胃がん（高分化腺がん）と診断され、平成〇年〇月に胃がん（腺がん）と診断されている。

胃がんについては、「胃がんの労災補償の考え方について」により、以下のとおり示されている。

(ア) 被ばく線量：被ばく線量が100 m S v以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること

(イ) 潜伏期間：放射線被ばくからがん発症までの期間が、少なくとも5年以上であること

(ウ) リスクファクター：放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること

請求人の外部被ばく線量は、上記(2)のとおり、11.4 m S vである。

潜伏期間については、放射線被ばくから胃がん発症まで5年以上経過している。また、請求人は、約50年間にわたり、一定程度の喫煙歴があったものと考えられる。

以上から判断すると、請求人の被ばく線量は業務起因性を認める被ばく線量である100 m S vに満たないため、放射線被ばくと胃がんとの相当因果関係は認められないとするのが妥当である。

イ 白内障について

請求人は、平成〇年〇月に白内障と診断されている

白内障の認定基準は、昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線にかかる疾病の業務上外の認定基準について」により以下のとおり示されている。

(ア) 相当量の電離放射線を眼に被ばくした事実があること

(イ) 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経過した後に発症した疾

病であること

(ウ) 水晶体混濁による視力障害を伴う白内障であること

なお、「相当量」とは、①3か月以内の期間における被ばくの場合おおむね200レム(2,000mSv)又はこれを超える線量、②3か月を超える期間における被ばくの場合おおむね500レム(5,000mSv)又はこれを超える線量とされている。

以上から判断すると、請求人は、放射線業務開始から1年を超える期間経過後に発症しているが、相当量(3か月を超える期間における被ばく線量の5,000mSv)の電離放射線を眼に被ばくした事実は認められないことから、放射線被ばくと白内障との相当因果関係は認められないとするのが妥当である。

ウ 肺がんについて

請求人は、平成〇年〇月〇日に肺がんと診断されている。

肺がんについては、「肺がんと労災補償の考え方」により以下のとおり示されている。

(ア) 被ばく線量：被ばく線量が100mSv以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること

(イ) 潜伏期間：放射線被ばくからがん発症までの期間が、少なくとも5年以上であること

(ウ) 放射線被ばく以外のリスクファクター：放射線被ばく以外の要因について考慮する必要があること

請求人の外部被ばく線量は、上記(2)のとおり、11.4mSvである。潜伏期間については、放射線被ばくから肺がん発症まで5年以上経過している。

また、請求人は、約50年間にわたり、一定程度の喫煙歴があったものと考えられる。

以上から判断すると、請求人の被ばく線量は100mSvに満たないため、放射線被ばくと肺がんとの相当因果関係は認められないとするのが妥当である。

エ したがって、請求人に発症した胃がん、白内障及び肺がんは、電離放射線

にさらされる業務によるものとは認められない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。